

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	環境省					
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他( )							
要望項目名	都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長							
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市緑地法においては、都市計画に定められる緑化地域内又は市町村が定めた緑の基本計画において「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」として定められた地区内において、建築物の敷地内に良好な都市環境の形成に資する緑化施設を整備しようとする者が作成した緑化施設の整備に関する計画を市町村長が認定する制度が設けられている。</p> <p>・ 特例措置の内容 認定された計画に従って整備された緑化施設（以下「認定緑化施設」という。）については、固定資産税について、以下の課税標準の特例措置が講じられている。</p> <table border="1" data-bbox="280 722 1494 940"> <tr> <td>緑化重点地区<sup>(1)</sup>内の認定緑化施設 （建築物の敷地面積500㎡以上）</td> <td rowspan="2">課税標準を1/2に減額（5年間）</td> </tr> <tr> <td>緑化地域等<sup>(2)</sup>内の認定緑化施設（300㎡以上） 〔緑化義務のない建築物に設ける場合〕</td> </tr> <tr> <td>緑化地域等<sup>(2)</sup>内の認定緑化施設（300㎡以上） 〔緑化義務のある建築物に設ける場合〕</td> <td>課税標準を1/3に減額（5年間） （義務履行に必要な最低限度部分を除く）</td> </tr> </table> <p>1：地区計画等緑化率条例による制限を受ける地域を除く。 2：緑化地域等：緑化地域及び地区計画等緑化率条例により、大規模な建築物の新築又は増築を行おうとする場合に、一定割合以上の緑化施設の設置を義務付けられる地域 上記の特例が適用される緑化施設の設置期間を2年間延長する。また、緑化施設整備計画の認定に係る緑化施設の面積の算出方法のうち、建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設<sup>(3)</sup>について変更する。 3：現行では、建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設にあっては、緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積</p>			緑化重点地区 <sup>(1)</sup> 内の認定緑化施設 （建築物の敷地面積500㎡以上）	課税標準を1/2に減額（5年間）	緑化地域等 <sup>(2)</sup> 内の認定緑化施設（300㎡以上） 〔緑化義務のない建築物に設ける場合〕	緑化地域等 <sup>(2)</sup> 内の認定緑化施設（300㎡以上） 〔緑化義務のある建築物に設ける場合〕	課税標準を1/3に減額（5年間） （義務履行に必要な最低限度部分を除く）
緑化重点地区 <sup>(1)</sup> 内の認定緑化施設 （建築物の敷地面積500㎡以上）	課税標準を1/2に減額（5年間）							
緑化地域等 <sup>(2)</sup> 内の認定緑化施設（300㎡以上） 〔緑化義務のない建築物に設ける場合〕								
緑化地域等 <sup>(2)</sup> 内の認定緑化施設（300㎡以上） 〔緑化義務のある建築物に設ける場合〕	課税標準を1/3に減額（5年間） （義務履行に必要な最低限度部分を除く）							
〔関係条文〕	地方税法附則第15条第6項、地方税法施行令附則第11条第8項、第9項、地方税法施行規則附則第6条第21項、第22項、第23項、都市緑地法第4条、第34条、第35条、第39条、第60条～第63条、都市緑地法施行規則第20条～第23条							
減収見込額	（初年度） 4.39（4.39） （平年度） 4.39（4.39） （単位：百万円）							
要望理由	<p>（1）政策目的 大気・水・土壌環境等の保全。</p> <p>（2）施策の必要性 都市の緑は、良好な都市景観の創出、生活へのうるおい付与、防災対策に加えて、国家的課題である地球環境問題対策として地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等において重要な役割を有するものである。特に市街化が進展し稠密な土地利用がなされている市街地においては、都市公園の整備や街路の緑化など公的空間における緑の確保には限界があり、これらと併せて、市街地の過半を占める民有地の緑化を積極的に推進することが必要である。</p> <p>しかし、民間による緑化施設の整備は、新たな緑を創出する点で公益性は高いものの、直接経済活動に供されて利益を生み出すものではないため、民間の自発的な取組には限界がある。このため、認定緑化施設について、固定資産税の特例措置が平成13年度に創設されたところである。</p> <p>都市の緑の重要性は増しており、今後、緑化施設の設置を更に幅広く促進する必要があることから、上記の特例が適用される緑化施設の設置期間を2年間延長する。また、近年の壁面緑化技術の進歩・普及の状況を見極めて、緑化施設整備計画の認定に係る緑化施設の面積の算出方法を変更する。</p>							
本要望に対応する縮減案	なし							

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>都市の緑の創出・保全是、良好な都市景観の創出、生活へのうるおいの付与、防災対策に加えて、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等に不可欠であるため、京都議定書目標達成計画（H20 閣議決定（改訂））、ヒートアイランド対策要綱（H16 関係省庁連絡会議）、生物多様性国家戦略 2010（H22 閣議決定）等においては、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。また、地球温暖化対策基本法案（平成 22 年 3 月 12 日閣議決定）においても「国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、緑地の保全緑化の推進を講ずる」とされていたところである。</p> <p>本特例の対象となる認定緑化施設に係る施策は、政策評価体系においては、「大気・水・土壌環境等の保全」のための政策における「大気生活環境の保全」施策に位置付けられ、良好な生活環境を保全することを目標としている。</p>				
	政策の達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量：平成 19 年度（13.1 m <sup>2</sup> /人）比約 1 割増（認定緑化施設の整備は年間 6 件を想定）				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>2 年間の延長を要望</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>都市域における水と緑の公的空間確保量：平成 19 年度（13.1 m<sup>2</sup>/人）比約 1 割増（期限平成 24 年度）</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間の延長を要望	同上の期間中の達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量：平成 19 年度（13.1 m <sup>2</sup> /人）比約 1 割増（期限平成 24 年度）	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間の延長を要望				
同上の期間中の達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量：平成 19 年度（13.1 m <sup>2</sup> /人）比約 1 割増（期限平成 24 年度）					
政策目標の達成状況	都市域における水と緑の公的空間確保量 平成 21 年度：13.4 m <sup>2</sup> /人（平成 19 年度比約 2 %増）					
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>本特例創設(H13)以来の適用件数は 26 件で、毎年着実に適用されているところであるが、民間施設における緑化は益々増加しつつあり、認定緑化施設の数も今後更に増加すると想定されることから、拡充分も含め、年間 6 件の適用が見込まれる。</p> <p>また、都市計画により民間に緑化を義務付ける緑化地域については、制度創設(H16)以来、名古屋市、横浜市で指定されたほか、世田谷区、豊田市等で指定が見込まれるなど、今後は緑化地域での適用も増加すると考えられる。</p> <p>なお、本特例は、一定規模以上で一定の効果の認められる施設の整備について、一律に税制上の特例措置を講じるものであり、特定の者に偏るものでない。</p>				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例は、民間の緑化施設の整備を促進することを通じて、都市域における水と緑の公的空間の増加に寄与している（H21 末現在 13.4 m <sup>2</sup> /人（H19 比約 2 %増））。多数の者が利用する敷地におけるこうした施設の整備は、緑の創出・保全に関する普及啓発にも大きな効果を上げているものと考えられる。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし				
	<table border="1"> <tr> <td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td> <td></td> </tr> </table>	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし				
上記の予算上の措置等と要望項目との関係						
要望の措置の妥当性	<p>緑化施設の整備は、新たな緑を創出する点で公益性は高いものの、直接経済活動に供されて利益を生み出すものではないため、民間の自発的な取組には限界がある。特に土地利用が稠密な都市域において緑を創出するには、整備に係る民間の負担を軽減することにより、緑化の推進に向けたインセンティブを付与する必要がある。本特例は、固定資産税の一部を一定期間軽減することにより緑化施設の整備・維持に係る負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。また、本特例以外に都市緑地法に基づき認定された緑化施設の整備に係る支援措置はない。</p> <p>一部の市区町村では、地域の生活環境の改善等の観点から、民間の緑化施設の整備の費用を助成しているが、本特例は、地球温暖化防止等の国家的見地も踏まえて、全国一律に民間の緑化</p>					

		施設の整備・維持に係る負担を軽減し、緑化の推進に向けたインセンティブを付与するものである。なお、京都議定書における温室効果ガスの6%削減目標達成に計上可能な民間の緑化施設は、本特例の対象となる都市緑地法に基づく認定を受けたもののみである。
--	--	---

ページ	7 2
-----	-----

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【過去の実績（当該年度において特例対象とされた件数）】  過去5年間の減税額総計：19.7百万円  平成21年度：11件、平成20年度：10件、平成19年度：14件、平成18年度：19件、平成17年度：17件、平成16年度：14件、平成15年度：14件</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例は、民間の緑化施設の整備を促進することを通じて、都市域における水と緑の公的空間の増加に寄与している（現在（平成21年度）13.4㎡/人（H19比約2%増））。また、多数の者が利用する敷地における緑化施設の整備は、緑の創出・保全に関する普及啓発にも大きな効果を上げているものと考えられる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>前回要望時の想定は以下のとおり。  年間6件の認定緑化施設の整備</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>達成度  平成21年度の新たな認定実績は2件  目標を達していない場合の理由  本特例は、一定規模以上の緑化施設について適用対象とするものであり、緑化施設の新規の整備は増加しつつあるものの、大規模開発等に伴う大規模な緑化施設の新規の整備については、景気動向等により年によって偏りがあり、近二年は、想定した目標よりも低い水準にとどまったものである。なお、上記のとおり、壁面緑化技術の進歩・普及の状況を踏まえて壁面緑化面積の計算方法を変更することにより、本特例の適用対象となる緑化施設の整備が増加することが見込まれる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成13年度：制度創設、平成15年度：延長、平成17年度：延長・拡充、平成19年度：延長・拡充、平成21年度：延長</p>
<p>ページ</p>	